

ご自宅で療養される南房総市民の皆様へ

南房総市では、「新型コロナウイルス感染症」と診断され、自宅療養等をしている人に対し、健康相談及び食料品や日用品などの生活必需品の買い物を代行する生活支援を実施しています。



1. 健康相談

事業の内容	自宅療養を送る上での心配ごとに関する相談に、市の保健師が応じます。 (保健所が行う健康観察や指導等とは異なります)
連絡先	南房総市健康推進課 ☎ 36-1154

2. 生活支援（買い物代行）

事業の内容	生活の維持に必要な日用品、食料品（酒やたばこの嗜好品は除く）の買い物を代行します。 例）食材、弁当、飲み物、トイレットペーパーなど
対象	南房総市に住所を有し、次のいずれかに該当する方で親族等からの支援を受けることができない方 (1) 新型コロナウイルス感染症の陽性判断を受け自宅療養をしている方 (2) 保健所から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と判断され、自宅待機をしている方 (3) その他、社会福祉協議会長が必要と認めた方
金額 回数	1回あたりの買い物金額 5,000円以内 利用回数 1週間に2回以内
支援 期間	保健所から自宅療養又は濃厚接触者として自宅待機の要請を受けた期間
連絡先	南房総市社会福祉協議会 ☎ 29-3729（詳細は裏面へ）


※この事業は、南房総市健康支援課及び南房総市社会福祉協議会が実施します。

※感染者及び濃厚接触者の情報については保健所が管理しており、南房総市及び社会福祉協議会に情報は伝えられません。支援が必要な場合は、該当者本人が必ずお問合せください。

※利用者の個人情報については、秘密厳守を徹底します。

→裏面へ続く

買物代行利用の流れ

<p>利用 申込み</p>	<p>利用希望の問い合わせ・申込みをします。 南房総市社会福祉協議会 ☎29-3729</p> 
<p>商品の 注文</p>	<p>下記のいずれかの方法で、社会福祉協議会へ希望する商品をお知らせください。</p> <p>①電話：29-3729（月～金 午前9時～午後5時 祝日は除く） ②FAX：36-2261 ③メール：mail@shakyo-minamiboso.or.jp</p> <p>※FAX またはメールにてご注文の際は、社会福祉協議会ホームページに掲載の注文書をご利用ください。</p> <p>原則として、受付日の翌日に配達します。 ただし、翌日が土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日に配達します。（例：金曜日の受付⇒月曜日の配達となります。）</p>
<p>配達</p>	<p>玄関先等指定された場所に配達します。 配達した際に電話を入れますので、早目に回収してください。</p>
<p>代金の 支払い</p>	<p>後払いとなります。利用期間終了後、郵送で請求書を送付しますので、社会福祉協議会指定口座に振込みいただくか、社会福祉協議会窓口へ納付してください。 （注：指定口座への振込み手数料はご負担していただきます。）</p>
<p>その他の 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は無料ですが、購入した商品の代金及びレジ袋代は利用者負担となります。 ・まとめ購入にご協力をお願いします。 ・購入する店舗の指定はできません。また、ご希望の品物が揃わない場合や、買い物金額の範囲内で数量などを調整する場合があります。 ・配達は、社会福祉協議会職員が行いますが、社会福祉協議会職員と判断されないよう配慮します。

【問合せ・連絡先】



南房総市健康推進課

〒294-0813 南房総市谷向 116-2

電話：36-1154 FAX：29-7271

メール：kenkosuishin@city.minamiboso.lg.jp

社会福祉法人南房総市社会福祉協議会

〒294-0813 南房総市谷向 109-1

電話：29-3729 FAX：36-2261

メール：mail@shakyo-minamiboso.or.jp